

平成 30 年度 西東京市教育委員会の権限に属する事務の管理
及び執行の状況の点検及び評価(平成 29 年度分)報告書
～ 平成 29 年度における事務の管理及び執行状況 ～



平成 30 年 8 月

西東京市教育委員会

【目 次】

第1	概要	1
第2	教育目標・基本方針	2
第3	西東京市教育委員会の主な施策事業の点検及び評価	3
	(1) 学力向上対策事業	3
	(2) 教育の情報化の充実	4
	(3) 人権教育推進事業	5
	(4) いじめ防止に関する総合対策事業	6
	(5) 西東京市ブックフェスティバル・西東京市読書月間	7
	(6) 夢・未来プロジェクト	8
	(7) たくましく生きるための健康と体力づくりの推進	9
	(8) 小・中連携教育の推進	10
	(9) 市立小・中学校特別教室空調設備整備事業	11
	(10) 情報教育推進事業	12
	(11) (仮称) 第10中学校整備事業及び中原小学校校舎等建替事業	13
	(12) 小学校校舎等大規模改造事業及び校舎増築等事業	14
	(13) 通級による指導の充実	15
	(14) スクールソーシャルワーカーの活用の充実	16
	(15) 幼児相談の充実	17
	(16) 放課後子供教室	18
	(17) 保谷中学校夜間照明設備設置事業	19
	(18) 市民企画事業の制度改善	20
	(19) 地域ぐるみの学校安全体制整備事業	21
	(20) 市史編さん資料の電子化	22
	(21) 子どもの読書活動推進計画の推進	23
	(22) 史跡下野谷遺跡保存活用計画の策定	24
	(23) 障がい者学級の課題整理と新たな取組	25
	(24) 宅配協力員による図書館資料の宅配サービス	26
第4	教育委員会の活動状況	27
第5	点検・評価に関する有識者からの意見	29
<資料>	(1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(抄)	32
	(2) 西東京市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について の点検及び評価実施要綱	33
	(3) 西東京市教育計画の用語解説	34

第1 概要

この報告書は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき、平成29年度の西東京市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行った結果を示したものである。

これは、教育委員会自らが所掌する事務の点検及び評価を行うことにより、効果的に教育行政を推進するとともに、市民への説明責任を果たしていくという趣旨による。

西東京市教育委員会では、西東京市教育計画（平成26年度～平成30年度）を策定している。平成29年度は、計画の4年目にあたり、西東京市教育委員会では、教育計画に基づく施策の達成に向けて、様々な事業を実施した。

本報告書は、第1から第5までで構成しており、第3では前述の教育計画における、平成29年度の主な施策事業である24項目を「取組成果」、「自己評価」、「今後の課題・改善点」に分けて項目ごとに詳細な点検及び評価を行った。また、第4では教育委員会の活動状況を報告するものである。

点検評価は教育委員会自らが行うものであるが、客観性を確保するため、3人の学識経験者等から貴重な御意見をいただき、第5ではその御意見を掲載する。学識経験者等には対象事業の総覧を行っていただくなかで、平成30年6月25日及び7月20日に開催したヒアリングを中心とした会議においては、本報告書掲載の御意見以外にも貴重な御助言を賜ることができた。

いただいた御意見及び御助言を含め、本点検評価の結果を今後の教育行政に生かしていきたい。

第2 教育目標・基本方針

【西東京市教育委員会教育目標】

西東京市教育委員会は、すべての市民が進んで知性、感性を磨き、道徳心や体力を高め、人間性を豊かにし、国際社会の平和と発展に貢献することを願い、次に掲げる市民の育成を教育目標とします。

- ◎ 互いの生命と人格を尊重し、思いやりと規範意識のある市民
- ◎ 社会の一員として、勤労と責任を重んじ、広く社会に貢献しようとする市民
- ◎ 自ら学び考え行動する、個性と創造力豊かな市民
- ◎ 伝統と文化を尊重し、自然と郷土を愛するとともに、環境の保全に寄与する市民

また、学校教育及び社会教育を充実し、だれもが生涯を通じ、あらゆる場で学び、支え合うことができる社会の実現を図ります。

そして、教育は、学校、家庭、地域及び行政が連携し、それぞれが責任を果たして行われなければならないとの認識に立って、共に学び・共に成長し・共に励ましあう自主的・自発的活動を推進し、すべての市民が教育に参加することを目指していきます。

【教育計画の基本方針】

基本方針1 「生きる力」の育成に向けて

確かな学力の育成、豊かな心の育成、健康と体力の育成など「生きる力」を育成していきます。

基本方針2 「生きる力」を育むための学校教育環境の充実に向けて

特色のある学校づくり、学習環境などの整備、学校経営改革の推進など「生きる力」を育むための環境整備を行っていきます。

基本方針3 一人ひとりを大切にする教育の推進に向けて

通常の学級での支援、通級指導、特別支援学級、教育相談などを充実させ、一人ひとりの教育的ニーズに応じていきます。

基本方針4 社会全体での教育力の向上に向けて

家庭の教育力向上支援、青少年教育の支援、活力あるコミュニティづくり、学校・家庭・地域・行政の連携強化など、市全体における教育力を向上させていきます。

基本方針5 いつでも・どこでも・だれでも学べる社会の実現に向けて

多様な学びを支える生涯学習を振興し、いつでも・どこでも・だれでも学べる環境を整備していきます。

第3 西東京市教育委員会の主な施策事業の点検及び評価

項目番号	1	主管課	教育指導課	連携部署等	
1 評価対象事業					
学力向上対策事業					
2 具体的な取組					
<p>教科専門性の高い教員等を集めた「学力向上推進委員会」において、西東京市の課題に基づく教材開発や指導方法の工夫・改善等について協議・検討し、各学校における授業力の向上に資する提案を行う。平成29年度は、小学校算数科及び中学校理科に加え、中学校数学科の委員会を新設する。</p> <p>また、学ぶことへの意欲や関心を高め、確かな学力を育成することを通して、将来の自己実現に向けた支援を行うため、平成29年度から中学3年生を対象とした、民間人講師による夏季学習支援事業を実施する。なお、平成29年度も引き続き、長期休業中にすべての市立小・中学校において補習教室を実施する。</p>					
3 該当する教育計画上の基本方針等					
基本方針	1	「生きる力」の育成に向けて			
方向	1	確かな学力の育成			
施策	2	学ぶ意欲の向上に向けた教育の充実・推進			
4 取組成果					
1 学力向上推進委員会					
<p>学力向上推進委員会では、各校から教科専門性の高い教員が委員として結集し、新しい学習指導要領で求められる授業改善の方向性を踏まえるとともに、「全国学力・学習状況調査」及び「児童・生徒の学力向上を図るための調査」の結果を分析することで、西東京市の実態に合致した学力向上のあり方について調査研究を行った。3つの委員会は、それぞれの研究活動の成果を報告書にまとめ、すべての学校に提供した。平成29年度は、小学校算数科の委員会と中学校数学科の委員会のうち、5回を合同で実施した。</p>					
2 学習支援等					
<p>夏季学習支援事業では、国語・数学・英語の3教科で、習熟の程度に応じた講座を夏季休業期間中に10日間実施した。また、全市立小・中学校において、夏季休業中に補習教室を実施した。実施教科は、国語、算数・数学、社会、理科、英語（中学校のみ）であり、小学校1年生から中学校3年生まで全校全学年で実施した。</p>					
5 自己評価					
1 学力向上推進委員会					
<p>各委員会が作成した報告書をすべての市立学校で活用することにより、新しい学習指導要領への移行を踏まえた授業改善を一層推進することにつながる。小学校算数科の委員会と中学校数学科の委員会のうち、5回を合同で開催することで、小学校と中学校の関連を図った義務教育9年間を見据えた指導のあり方について、協議を深めることができた。</p>					
2 学習支援等					
<p>夏季学習支援事業には、市立中学校9校から108人の生徒の受講申込みがあり、10日間の講座に参加した。最終日の受講者アンケートでは、「成績が上がったと思う」「家庭学習の時間が以前より増えたと感じる」「勉強の仕方が分かるようになってきた」との各設問に対して、肯定的な回答が8割程度となっており、受講生徒に満足感を与えるものであった。</p> <p>全市立小・中学校において、全学年の児童・生徒を対象とした補習教室を継続実施していることから、引き続き、基礎的・基本的な知識・技能の定着を図る取組を着実に進めることができた。</p>					
6 今後の課題・改善点					
1 学力向上推進委員会					
<p>小・中学校の義務教育9年間を見通した指導のあり方との観点で、各委員会の活動を見直す必要がある。また、小学校における外国語科の導入に向けた対応を検討していくことが必要である。</p>					
2 学習支援等					
<p>夏季学習支援事業については、平成31年度から市民会館を使用できなくなることから、平成30年度中に会場設定のあり方を検討する必要がある。また、各学校の補習教室がより実効的なものとなるよう、引き続き、各学校が工夫・改善していくことが必要である。</p>					

項目番号	2	主管課	教育指導課	連携部署等	
1 評価対象事業					
教育の情報化の充実					
2 具体的な取組					
1 教育研究等					
平成 32 年度に全面実施される小学校学習指導要領に取り入れられたプログラミング教育を、各市立小学校で実施するための準備を進めるため研究を行う。					
2 情報モラル					
SNS も含めたインターネット社会において、児童・生徒が被害者にも加害者にもならないようにするために必要な知識・技能を身に付けるとともに、家庭におけるルールを定着できるようにするための取組や啓発を行う。					
3 該当する教育計画上の基本方針等					
基本方針	1	「生きる力」の育成に向けて	2	「生きる力」を育むための学校教育環境の充実に向けて	
方向	1	確かな学力の育成	2	学習環境等の整備	
施策	3	教育の情報化による学習指導の質の向上	3	情報教育環境の整備	
4 取組成果					
1 教育研究					
民間企業と共同して、小学校におけるプログラミング教育の必修化に向けた研究に取り組んだ。11 月中旬から、小・中規模の小学校 7 校において、ビジュアルプログラミング言語「Scratch」による授業を、民間企業からゲストティーチャーの講師派遣を受けて試行実施した。その試行を踏まえて、3 月には大規模小学校 3 校において、同様の授業を展開した。					
2 情報モラル					
無料通話アプリに関わるトラブル事例や留意点等を収めたデジタルコンテンツの配信を継続した。SNS 東京ノートを活用して、児童・生徒が話し合いの過程を通して、SNS との関わり方について自ら考えることを促す授業を展開した。また、保護者向け啓発資料等を活用して、家庭で保護者が話し合ったり、保護者会で意識啓発を進めたりした。					
5 自己評価					
1 教育研究					
民間企業が保有するノウハウを学校教育に生かすことができ、試行実施を含めて、より実効性のある研究を進めることができた。プログラミングの授業後のアンケートによると、授業を難しく感じたと答えた児童が 44% いたが、97% は授業が楽しい、91% がもっとプログラミングをやりたいと回答したことから、よい授業実践を行うことができた。					
2 情報モラル					
各学校において、児童・生徒に対する情報モラル教育を計画的に推進することができた。また、保護者に対して、一定の啓発を進めることができた。こうした情報モラル教育を着実に進めることで、SNS 等、インターネットに関わるトラブルの未然防止につながる。					
6 今後の課題・改善点					
1 教育研究					
高い専門性を有する民間企業との共同研究を継続し、プログラミング教育を各学校の教員が実践できるように、学校の対応力を向上させることが必要である。また、児童の発達段階を踏まえて、計画的にプログラミング教育を行うために、指導計画や指導法、教材・教具の整備について検討する必要がある。					
2 情報モラル					
配信するデジタルコンテンツの更新等、情報社会の動向を踏まえた指導法や教材の工夫を続けていくことが必要である。携帯端末等の情報機器を与えるのは、家庭の判断であるが、真に意識啓発が必要な家庭にどのように働きかけることができるか、関係機関とも連携し検討することが必要である。					

項目番号	3	主管課	教育指導課	連携部署等	教育支援課
1 評価対象事業					
人権教育推進事業					
2 具体的な取組					
1 人権教育推進					
<p>全市立小・中学校の人権教育担当教員からなる人権教育推進委員会において、研修や視察、研究発表会参観等を実施し、各学校における人権教育の推進役としての資質・能力の向上を図る。明保中学校における人権尊重教育推進校の研究成果を市立小・中学校において広く適応・実践し、人権教育の一層の充実を図る。</p> <p>道徳の時間等におけるいじめに関する授業や、弁護士によるいじめに関する授業を行い、自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めることができる児童・生徒を育成する。</p>					
2 児童虐待防止					
<p>児童虐待は、人権課題「子供」に関わる重大な人権侵害であり、子どもと距離の近い学校が虐待の疑いを感じたら躊躇なく通報する立場にあることをすべての教職員が理解するとともに、各学校において児童虐待に係る校内委員会や外部委員会を活用し、関係機関との連携の下、組織的に対応する。また、すべての新規採用教員及び西東京市への転入教員を対象とした、児童虐待に関する研修を実施する。</p>					
3 該当する教育計画上の基本方針等					
基本方針	1	「生きる力」の育成に向けて	1	「生きる力」の育成に向けて	
方向	2	豊かな心の育成	2	豊かな心の育成	
施策	1	人権と生命尊重に関する教育の推進	3	いじめや暴力行為の防止に向けた教育の推進	
4 取組成果					
1 人権教育推進					
<p>人権教育推進委員会では、人権教育プログラムの活用方法について再確認するとともに、ハンセン病資料館見学や人権尊重教育推進校研究発表会への参加を通して、人権教育推進のポイントについて理解を深めることができた。また、人権教育に係る授業研究を行ったことで、自校における具体的な人権教育のあり方について、理解を深めることができた。若手教員育成研修においても、人権教育に関する内容を扱い、育成初期から望ましい人権感覚の醸成を図った。</p>					
2 児童虐待防止					
<p>教育指導課の2人のスクールアドバイザーが学校からの児童虐待に関する相談窓口となり、学校の対応や学校と関係機関との連携促進のつなぎ役を果たしてきた。定期的に開催される各学校の外部委員会や、臨時のケース会議に参画し、必要に応じて助言し、学校の対応力の向上を図った。すべての新規採用教員及び他地区からの転入教員を対象とした、児童虐待についての基礎的な理解を深めるとともに、関係諸機関との連携した対応の進め方等、対応上の留意点について学ぶ研修会を実施し、西東京市全体の対応力の維持・向上を図った。</p>					
5 自己評価					
1 人権教育推進					
<p>人権教育推進委員会委員となる教員の資質・能力の向上を図ることにより、全市立小・中学校の人権教育の一層の推進を図ることができた。</p>					
2 児童虐待防止					
<p>スクールアドバイザーと学校との報告・相談の流れや、各学校における教員の対応、各学校と関係機関との連携が円滑に行われるようになった。</p>					
6 今後の課題・改善点					
1 人権教育推進					
<p>人権課題「性同一性障害者」や「性的指向」等について、一層の取組の充実を図ることが必要である。</p>					
2 児童虐待防止					
<p>制度が形骸化しないよう、学校への指導・助言のあり方や教員研修のあり方を常に工夫・改善をしていくことが必要である。</p>					

項目番号	4	主管課	教育指導課	連携部署等
1 評価対象事業				
いじめ防止に関する総合対策事業				
2 具体的な取組				
<p>「西東京市いじめ防止対策推進条例」及び「西東京市いじめ防止対策推進基本方針」にのっとり、いじめ防止に関する総合的な対策を推進し、いじめの防止等の対策を効果的に行うため、「西東京市いじめ問題対策委員会」を設置する。また、いじめの防止等に関係する機関及び団体（学校、保護者、警察、児童相談所、保健所、市、教育委員会）との連携を図るために「西東京市いじめ問題対策連絡協議会」を設置する。</p> <p>悩んでいることや困っていることを話せないでいる子どもの窓口として、教育指導課スクールアドバイザーが対応する直通の電話相談を実施する。</p> <p>中学1年生で、弁護士による「いじめ予防の授業」を行い、「いじめられる側」、「いじめる側」、「周囲の生徒」、それぞれの心情等を捉え、いじめを予防するために、自分に何ができるか考えられるようにする。</p> <p>教職員の職層に応じた、いじめの防止に関する研修を充実させ、教職員の生活指導上の資質能力の向上を図る。</p>				
3 該当する教育計画上の基本方針等				
基本方針	1	「生きる力」の育成に向けて		
方向	2	豊かな心の育成		
施策	3	いじめや暴力行為の防止に向けた教育の推進		
4 取組成果				
<ul style="list-style-type: none"> いじめが解消した後も、スクールアドバイザーが全校に定期的に連絡を行うことで、すべての被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態となっていることを確認し、いじめの解消率を100%とした。 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けることで、いじめの早期発見、早期対応に係る学校の認識を一層向上させた。 いじめの速やかな解消を目指した「西東京の約束」を定め、2週間を超えても解消しないいじめについては、指導主事が直ちに学校の指導・助言に当たり、解消に導くようにしてきた。 保護者や児童・生徒に対して教育指導課スクールアドバイザーが対応を行う電話相談窓口（ゆうやけ電話相談）の利用を広く周知するために、全児童・生徒を対象としたチラシ等を作成した。 いじめに関する授業で活用できるよう、学習用デジタルコンテンツを配信し、全市立小・中学校において本コンテンツを用いたいじめ防止に係る授業が実施された。 				
5 自己評価				
<ul style="list-style-type: none"> いじめ問題対策協議会やいじめ問題対策委員会を通して、関係機関と連携を図りながら、いじめの防止等について、組織的な対応策について検討することができた。 いじめの状況について、スクールアドバイザーがきめ細かく聞き取りを行うとともに、必要に応じて指導主事を学校に派遣し、学校の取組に対して指導・助言を行うことで、いじめの早期解決に努めることができた。 いじめが解消した後も3箇月後を目途に、スクールアドバイザーが状況を継続的に確認することで、同様の事案が再発しないよう注意深く見守る体制を構築することができた。 いじめ問題に係るスペシャリスト研修を行い、学校におけるいじめ問題に係る意識や専門性を一層高めることができた。 				
6 今後の課題・改善点				
<ul style="list-style-type: none"> いじめられている児童・生徒に対する支援に加えて、いじている児童・生徒に対する教員等のアプローチの仕方について研究することで、教員の対応力を一層高める必要がある。 いじめ問題対策協議会の内容を一層工夫し、関係機関の役割をより明確にする必要がある。 				

項目番号	5	主管課	教育指導課	連携部署等	
1 評価対象事業					
西東京市ブックフェスティバル・西東京市読書月間					
2 具体的な取組					
1 ブックフェスティバル					
全市立中学校から参加し、課題図書に対する意見交換や代表生徒による発表、作家等による記念講演を通して、中学生の読書への興味・関心を高め、生徒の読書活動の推進を図る。					
2 読書月間					
毎年11月を「西東京市読書月間」とし、読書活動を推進することで、子どもが本に親しむ機会をつくり、読書の楽しさ、素晴らしさを体験させ、読書の習慣化を図る。					
3 該当する教育計画上の基本方針等					
基本方針	1	「生きる力」の育成に向けて	1	「生きる力」の育成に向けて	
方向	2	豊かな心の育成	1	確かな学力の育成	
施策	4	読書活動の推進	1	きめ細かな学習指導による基礎・基本の習得と活用	
4 取組成果					
1 ブックフェスティバル					
ブックフェスティバルには、全市立中学校から52人の生徒が参加した。午前の部は合同書評会とし、生徒が8つの分科会に分かれ、課題図書に関する意見交換を実施した。また、午後の部は、「わたしの好きな一冊」をテーマとした生徒発表と課題図書の訳者である坂田雪子氏の講演を実施した。					
2 読書月間					
学校ごとに特色のある読書活動を推進できるよう、指導・助言を行った。各学校においては、推薦図書の紹介、読書マラソンや読了数に応じた表彰、保護者や地域の方による読み聞かせ、ミニビブリオバトル等、学校ごとに特色ある取組を実施することができた。					
5 自己評価					
1 ブックフェスティバル					
合同書評会では、参加生徒が互いの考えを共有し、自己の考えを深める機会となった。また、課題図書の訳者の講演を聴いた生徒からは、「翻訳はただ文章を訳すだけではなく、内容を理解することが大切なことに気が付いた」との感想が寄せられ、参加生徒は文学の広い世界の一端を味わうことができた。					
2 読書月間					
西東京市読書月間では、各校の学校司書や司書教諭が中心となり、学校ごとに特色ある取組が企画され、展開された。また、図書委員会の児童・生徒が中心となり、読書活動の推進に関わるキャンペーンやイベントに取り組むことで、読書活動の一層の推進を図ることができた。					
6 今後の課題・改善点					
1 ブックフェスティバル					
ブックフェスティバルの実施を通して、参加した生徒の読書に対する意識や思考力・表現力を高めることができた。今後は、読書活動の推進のあり方について、どのような方策があるか改めて検討する必要がある。					
2 読書月間					
読書月間実施後の調査において、小・中学校とも未読率は1%程度である。また、読書が好きとの回答も、小・中学校とも8割以上ある。読書から意識の遠い児童・生徒に対して、どのように働きかけができるのか検討することが必要である。					

項目番号	6	主管課	教育指導課	連携部署等
1 評価対象事業				
夢・未来プロジェクト				
2 具体的な取組				
夢の実現に向けてチャレンジする中学生を応援する機会を設け、将来に向けて自己実現を図っていくために必要な力を養うことを目的とした「夢・未来講演会」を実施する。				
3 該当する教育計画上の基本方針等				
基本方針	1	「生きる力」の育成に向けて		
方向	2	豊かな心の育成		
施策	6	キャリア教育の充実		
4 取組成果				
<p>「夢をかなえるために、未来で成功するために、わたしたちが今できること」をテーマとしたパネルディスカッションを各中学校の生徒会役員の生徒が行うことで、自分たちの将来について中学生一人ひとりが真剣に考える機会となった。</p> <p>「夢の実現のために今できること」をテーマとした講演会を伊藤忠商事前会長で、元駐中国大使の丹羽宇一郎氏を招聘して実施することで、海外で活躍された経験等の話を受けて、中学生が職業観や倫理観を学ぶ機会となった。</p> <p>パネルディスカッションや講演会のテーマ等について、各中学校の生徒会役員が定期的に集まり、自ら企画することで、生徒の自主性を育むことにつながった。</p>				
5 自己評価				
<p>海外で活躍している方から話を聞く機会は必ずしも多いとはいえないことから、中学生がグローバルな視点で自分の将来について考える機会を設定できたことは価値のあることだった。</p> <p>今年度は、パネルディスカッション、講演会の2部構成で実施したが、実施後のアンケート調査の結果等を踏まえて、次年度以降の形態等を工夫していきたい。</p>				
6 今後の課題・改善点				
<p>実施後に、パネルディスカッションのテーマが抽象的であるとの意見が聞かれたため、次年度はより具体的に中学生が自分の考えを主張できる場を設定できるよう検討する必要がある。</p> <p>事前に中学校の生徒会役員の生徒が打合せをするにあたり、移動時間や交通費等を心配する声が聞かれたため、テレビ会議の活用も含めて、事前の打合せの会場・方法を工夫する必要がある。</p>				

項目番号	7	主管課	教育指導課	連携部署等	健康課
1 評価対象事業					
たくましく生きるための健康と体力づくりの推進					
2 具体的な取組					
1 がん教育の推進					
小学6年生を対象に、医師や健康課職員等の出前授業を実施し、がんについて正しく理解するとともに健康と命の大切さについて児童が主体的に考えることができるようにする。					
2 体力向上の推進					
<ul style="list-style-type: none"> ・ひばりが丘中学校を体力向上に関する研究指定校とし、具体的取組を研究開発するとともに、成果を広く発信することを通して市内中学生の体力向上を具現化する。 ・体力向上の推進として、全市立小・中学校を「オリンピック・パラリンピック教育推進校」として指定し、オリンピック・パラリンピック教育（健康やスポーツに対する意識の向上、オリンピックの各種目を体験する、オリンピックの歴史を学ぶ等）を推進する。 					
3 該当する教育計画上の基本方針等					
基本方針	1	「生きる力」の育成に向けて			
方向	3	健康と体力の育成			
施策	1	たくましく生きるための健康と体力づくりの推進			
4 取組成果					
1 がん教育の推進					
健康福祉部健康課によるがん教育の授業を、小学校全校で実施した。この授業を通して、児童にがんはどんな病気なのか、予防するにはどうすればよいか等を理解し、自分にできるのは何かといったことを考えるよう促した。					
2 体力向上の推進					
<ul style="list-style-type: none"> ・ひばりが丘中学校は、東京都教育委員会からスーパーアクティブスクールの3年間（平成28年から30年まで）の研究指定を受け、握力・持久力を向上させるトレーニングや5分間でできる運動機能全般を向上させるトレーニングの研究開発、その実践等に取り組み、その成果について中間発表会を開催し、市内小・中学校の教員に発信した。 ・オリンピック・パラリンピック教育の一環として、スポーツ指導力向上育成会を開催し、運動部に所属する市立中学校生徒が、オリンピックによる講話、スポーツトレーナーによる最新のトレーニング理論の実技研修、食品会社広報担当による栄養の摂取方法等の講義を通して、練習方法や運動に対する意識等を見直し、生徒自身が主体的且つ適切な運動部活動を行う力を身に付けるよう促した。 					
5 自己評価					
1 がん教育の推進					
小学校全校で、がん教育の授業を実施できたことから、西東京市が目指す健康応援都市としての取組の充実を図ることができた。					
2 体力向上の推進					
ひばりが丘中学校の中間発表会に市立中学校全校から参加者があり、体力向上方法の工夫・改善につながる取組について共有することができた。					
6 今後の課題・改善点					
1 がん教育の推進					
平成30年度はがん教育を教育課程（小学6年生及び中学2年生）に位置付けた。東京都のリーフレット等を活用し、指導法の充実を図るとともに、中学校において健康福祉部健康課による出前授業の実施について検討していく必要がある。					
2 体力向上の推進					
平成30年10月にひばりが丘中学校スーパーアクティブスクール発表会を開催し、市内小・中学校における体力向上の取組の工夫・改善につなげる。					

項目番号	8	主管課	教育指導課、教育企画課	連携部署等	
1 評価対象事業					
小・中連携教育の推進					
2 具体的な取組					
<p>毎年6月の第3水曜日に行う「西東京市小・中連携の日」で、全市立小・中学校の全教員が相互の授業観察や情報交換を行い、授業観察等についての相互理解を深める。</p> <p>小・中連携教育研究指定校であるけやき小学校及び田無第三中学校の研究発表会を実施し、学力向上等を含む研究成果を市内小・中学校に還元する。</p> <p>小中一貫教育について、他区市の先進事例についての研究を続けながら、西東京市の地域特性を踏まえた上で、小中一貫教育制度が、どのように児童・生徒の教育環境に影響するのか検証を行う。</p>					
3 該当する教育計画上の基本方針等					
基本方針	2	「生きる力」を育むための学校教育環境の充実に向けて			
方向	1	特色ある学校づくりの推進			
施策	1	特色ある教育課程の編成と実施			
4 取組成果					
<ul style="list-style-type: none"> ・「西東京市小・中連携の日」に小学校の教員と中学校の教員が合同で、授業観察や協議会を行った。 ・けやき小学校と田無第三中学校において、小・中連携教育に係る研究を推進するとともに、研究発表会を通してその成果を市内小・中学校に還元した。 ・西東京市における小中一貫教育の方向性について検討を行い、次年度以降の取組内容について整理した。 					
5 自己評価					
<ul style="list-style-type: none"> ・「西東京市小・中連携の日」における取組は定着しており、小学校と中学校の教員が情報を共有することは、いわゆる「中1ギャップ」の防止に効果的であった。 ・けやき小学校と田無第三中学校において、アクティブラーニングや授業スタイル、総合的な学習の時間、英語等について、教員が分科会ごとに話し合い研究を進めることで、小学校と中学校が連携することの重要性を明確にすることができた。 					
6 今後の課題・改善点					
<ul style="list-style-type: none"> ・小中一貫教育を開始するに当たり、これまで行ってきた小・中連携教育の成果をどのように生かしていくのか検討していく必要がある。 ・次年度以降の「西東京市小・中連携の日」のあり方について、小中一貫教育の検討内容を踏まえて、改めて検討する必要がある。 					

項目番号	9	主管課	学校運営課	連携部署等	
1 評価対象事業					
市立小・中学校特別教室空調設備整備事業					
2 具体的な取組					
市立小・中学校の理科室や美術室等の特別教室に空調設備を設置することにより、より良い環境の中での学校運営を目指す。					
中学校8校については、設置工事を行う。また、小学校15校については、空調設備設置に必要な図面等を作成する実施設計を行う。					
3 該当する教育計画上の基本方針等					
基本方針	2	「生きる力」を育むための学校教育環境の充実に向けて			
方向	2	学習環境等の整備			
施策	1	人にやさしい教育環境の整備			
4 取組成果					
<ul style="list-style-type: none"> 校舎建設時に空調設備を整備した青嵐中学校を除く8校の空調設備を設置した。 校舎建設時に空調設備を整備した碧山小学校、けやき小学校、また、(仮称)第10中学校に移転する中原小学校を除く小学校15校の実施設計を行った。 					
5 自己評価					
<ul style="list-style-type: none"> 既設の普通教室だけでなく、新たに特別教室への空調設備設置により、季節に影響されない学習環境を整備することができた。 財源確保のために国・都の補助申請事務を適正に行い、各中学校の特別教室に空調設備を設置することができた。 設置した空調設備について、職員室に集中リモコンを設置することで、運転管理及び切り忘れ防止対策を施し、省エネ管理が可能となった。 各小学校の実施設計について、特別教室の配置を的確に確認し、行うことができた。 					
6 今後の課題・改善点					
<ul style="list-style-type: none"> 運用方法について、生徒の健康を第一にした使用判断を行っていくとともに、省エネの観点からは、使用していない教室での稼働がないように運用していく必要がある。 設備として効率的な稼働が維持できるよう、適切な保守を行っていく必要がある。 					

項目番号	10	主管課	教育指導課	連携部署等	
1 評価対象事業					
情報教育推進事業					
2 具体的な取組					
1 情報教育環境整備					
明保中学校の校内LANの再整備を実施し、コンピュータ教室以外の教室で無線LANが使える環境を構築する。また、タブレットPC・電子黒板機能付きプロジェクターを導入し、中学校でのICT機器活用の研究を進める。					
2 情報化推進計画					
新学習指導要領の内容を反映し、情報化推進計画を策定する。計画内容を各学校へ周知し情報化を推進する。					
3 該当する教育計画上の基本方針等					
基本方針	2	「生きる力」を育むための学校教育環境の充実に向けて	1	「生きる力」の育成に向けて	
方向	2	学習環境等の整備	1	確かな学力の育成	
施策	3	情報教育環境の整備	3	教育の情報化による学習指導の質の向上	
4 取組成果					
1 情報教育環境整備					
明保中学校において校内LANを再整備したことにより、コンピュータ教室以外の教室でタブレットPCを活用した授業が行えるようになった。1人1台を使用した授業や、数人で1台を使用するグループ学習を行うことで、複数クラス同時にコンピュータの授業が行えるようになるなどの成果があった。電子黒板機能付きプロジェクターを導入したことで、視覚的に分かりやすい授業が行えるようになった。					
2 情報化推進計画					
西東京市教育情報化推進計画（平成29年度～31年度）を策定し、市立学校へ周知した。					
5 自己評価					
1 情報教育環境整備					
初めて中学校でタブレットPCを導入したことで、小学校とは異なる使い方も見られた。普通教室に持ち運んで活用する授業も見られ、コンピュータ教室だけに限らない活用方法があった。電子黒板機能付きプロジェクターについても各教室で使われており、小学校だけでなく中学校においても大型提示環境の整備が有用であることが分かった。					
2 情報化推進計画					
情報化の推進について、今後の見通しを共有することで、各学校での情報教育の方針や学校で行うICT機器の購入計画に反映できるようになった。					
6 今後の課題・改善点					
1 情報教育環境整備					
校内LANの再整備を実施することで、タブレットPC等の可動式端末が活用されたが、学校全体の校内LAN整備には多額の費用がかかるため、全校展開が難しい。また、無線LAN環境のない学校では、タブレットPCの効果的な活用が難しい。					
2 情報化推進計画					
今後の方向性について示すことができたが、予算に関わる部分については今後調整していく必要があるため、計画に掲げた施策の実施時期が変更される可能性がある。					

項目番号	11	主管課	学校運営課	連携部署等	教育企画課
1 評価対象事業					
(仮称) 第10中学校整備事業及び中原小学校校舎等建替事業					
2 具体的な取組					
<p>西東京市立学校施設建替・長寿命化及び大規模改造等事業計画に基づき、計画的に建替えを実施する。</p> <p>(仮称) 第10中学校においては、校舎、体育館及びプールを建替える工事等を行う。</p> <p>中原小学校においては、老朽化した校舎、体育館及びプールを建替えるために必要な工事の図面等を作成する実施設計等を行う。</p> <p>また、ひばりが丘中学校の移転に伴う通学区域の見直しは、保護者、地域住民、学校長等からなる地域協議会において検討を進め、市民周知も含め丁寧に検討を行う。</p>					
3 該当する教育計画上の基本方針等					
基本方針	2	「生きる力」を育むための学校教育環境の充実に向けて	2	「生きる力」を育むための学校教育環境の充実に向けて	
方向	2	学習環境等の整備	2	学習環境等の整備	
施策	5	学校施設の適正規模・適正配置と維持管理	4	エコスクールの推進	
4 取組成果					
<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称) 第10中学校は、平成29年6月に建築・電気設備・機械設備工事の契約を締結して、多様な学習内容・学習形態、情報環境の充実、安全・防犯への対応、施設のバリアフリー化、太陽光発電やLED照明設置等の省エネ対策を図った施設の工事を行っている。 ・中原小学校は平成29年3月に完了した基本設計を基に、平成31年2月の完了に向けて実施設計を行っている。 ・平成33年度(2021年度)以降のひばりが丘中学校及び田無第二中学校の新通学区域に関する方針を決定した。 					
5 自己評価					
<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度から平成30年度までの債務負担事業である、(仮称) 第10中学校建設工事は、平成29年7月に近隣住民説明会を開催した。また、財源確保のために国の補助申請事務を適正に行い、実施設計どおりに平成29年度の工事を行うことができた。 ・平成29年度から平成30年度までの債務負担事業である、中原小学校建替実施設計は、平成30年1月に近隣住民、保護者説明会を開催した。また、中原小学校の校舎1階に学童クラブを開設するため、児童青少年課とも調整を図り実施設計を進めることができた。 ・合併以降、いびつな形となっていた中学校2校の学区域について、ひばりが丘中学校の建替えを機に見直しを図ることができた。また、これまでの通学区域に関する検討の経緯を踏まえ、地域協議会で委員の意見を踏まえた検討を行うとともに、各学校を通じた案内や市民説明会などを行い、教育委員会で決定を行った。 					
6 今後の課題・改善点					
<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称) 第10中学校の建設については、西東京市立学校施設建替・長寿命化及び大規模改造等事業計画に基づき、建替えを行う中原小学校の仮校舎として、校舎等建設工事を完了する必要がある。また、中原小学校の一時移転について、学校教育に支障がないよう移転準備を行う必要がある。 ・中原小学校の建替えについては、厳しい財政状況を踏まえ、西東京市立学校施設建替・長寿命化及び大規模改造等事業計画に基づき、基本設計で検討された内容を実施設計に引継ぎ、校舎等建替えを完了させるために、契約業者との進捗管理を適切に行っていく必要がある。 ・新通学区域及びその適用に伴う経過措置等の具体的な内容について、適切な時期に必要な情報を周知できるよう引き続き丁寧に進めていく必要がある。 					

項目番号	12	主管課	学校運営課	連携部署等	
1 評価対象事業					
小学校校舎等大規模改造事業及び校舎増築等事業					
2 具体的な取組					
<p>老朽化した校舎・体育館について、西東京市立学校施設建替・長寿命化及び大規模改造等事業計画に基づき、大規模改造を実施する。</p> <p>上向台小学校においては、学習環境の老朽化を改善するために、校舎の床、壁、天井等を改修する工事を行う。また、平成 30 年度に予定している体育館での床、壁、天井等の改修に必要な工事の図面等を作成する実施設計を行う。</p> <p>田無小学校においては、設備環境の老朽化を改善するために、校舎の改修に必要な概要の図面等を作成する基本設計を行う。また、児童数増加による教室不足への対応のため、校舎の増築工事等を行う。</p>					
3 該当する教育計画上の基本方針等					
基本方針	2	「生きる力」を育むための学校教育環境の充実に向けて			
方向	2	学習環境等の整備			
施策	5	学校施設の適正規模・適正配置と維持管理			
4 取組成果					
<ul style="list-style-type: none"> ・上向台小学校は、主に夏季休業期間を利用して校舎第一期工事を行った。 ・田無小学校は、2階建て8教室の増築校舎を建設した。 ・田無小学校は、校舎大規模改造工事の基本設計を行った。 ・保谷第二小学校は、校庭整備工事の実施設計を行った。 					
5 自己評価					
<ul style="list-style-type: none"> ・上向台小学校の第一期工事は、普通教室、音楽室、職員室等が工事範囲で、外壁及び屋上防水改修による雨漏り対策やLED照明取替による省エネ対策を行うことができた。また、トイレの改修を実施するなど、明るく快適な教育環境づくりを実現することができた。 ・田無小学校は財源確保のために国の補助申請事務を適正に行い、軽量鉄骨造2階建て、8教室の増築校舎を建設することができた。また、施設のバリアフリー化、太陽光発電やLED照明設置等の省エネ対策を行った。 ・田無小学校既存校舎は建設から40年が経過し、老朽化が進んでいる。そのため、校舎の大規模改造工事を実施するための基本設計を完了させることができた。 ・保谷第二小学校は水はけ対策等の校庭整備工事を実施するために、実施設計を完了することができた。 					
6 今後の課題・改善点					
<ul style="list-style-type: none"> ・今後も国・都と連絡・調整を図り、施設の計画的な維持管理に努めていく必要がある。 ・平成28年3月発行の「西東京市人口ビジョン」では、小学校児童数及び中学校生徒数が、2020年をピークに40年間減少していくと推計されている。今後の西東京市立学校施設建替・長寿命化及び大規模改造等事業計画は、人口の将来推計に基づく教育環境の変化等を踏まえ、市長部局と調整・検討していく必要がある。 					

項目番号	13	主管課	教育支援課、教育企画課、教育指導課	連携部署等	学校運営課
1 評価対象事業					
通級による指導の充実					
2 具体的な取組					
<p>東京都が、小学校における通級による指導のうち、情緒障害等通級指導学級を特別支援教室に変更するに当たり、市教育委員会では、平成 29 年度に特別支援教室を試行開設する。</p> <p>専門の教員が各校を巡回して、主に学習上の困難の背景に焦点を当てて個別指導を行う L 教室を全校に、また児童が通って、主に社会性やコミュニケーション力を養うための小集団指導を行う S 教室を拠点校に開設する。指導の目的により小集団指導や個別指導を活用できる体制を整備し、一人ひとりに応じた教育を充実させる。</p> <p>施設面では、平成 30 年度における特別支援教室の全市立小学校での開設に向け、教室改修工事等の実施、明保中学校での通級指導学級新規開設のため、教室改修工事を行う。</p>					
3 該当する教育計画上の基本方針等					
基本方針	3	一人ひとりを大切にする教育の推進に向けて			
方向	1	通常の学級での個に応じた支援の充実			
施策	2	多様な教育資源の拡充			
基本方針	3	一人ひとりを大切にする教育の推進に向けて	3	一人ひとりを大切にする教育の推進に向けて	
方向	1	通常の学級での個に応じた支援の充実	4	教育実践を支える情報活用と研修等の充実	
施策	1	各学校の校内体制を充実させる市全体のシステムの構築	1	個に応じた教育実践を支える教育委員会の役割の発展	
4 取組成果					
1 小学校特別支援教室の全校試行開設					
<p>小学校特別支援教室を全校で試行開設した。平成 28 年度末の小学校情緒障害等通級指導学級の利用児童数は 104 人であったが、平成 29 年度末の小学校特別支援教室利用児童数は 224 人（L 教室 99 人、S 教室 125 人）に増加した。</p>					
2 本格実施に向けた教育支援推進委員会作業部会による検討					
<p>教員を含む作業部会を年度中 8 回開催し、特別支援教室の指導計画や指導内容、指導効果などについて協議した。</p>					
3 校内委員会の充実					
<p>特別支援教室等の利用を含め一人ひとりの教育的ニーズを把握し支援につなげるため、小学校全校で校内委員会が定期的に開催され、そのうち年 5 回、教育支援アドバイザー（東京都の巡回相談を兼務）が専門的助言を行った。</p>					
5 自己評価					
1 小学校特別支援教室の全校試行開設					
<p>L 教室の全校開設により学習面の個別的課題のある児童が指導を受けやすくなり、意欲や自信の回復につながった。社会性やコミュニケーション、行動調整に課題のある児童は、S 教室の小集団指導により通常の学級への適応に効果があった。</p>					
2 本格実施に向けた教育支援推進委員会作業部会による検討					
<p>検討に基づき特別支援教室運営マニュアルを改善し、全教員が理解するための基本資料を作成することができた。</p>					
3 校内委員会の充実					
<p>児童の課題について、多角的な検討や校内で児童理解を共有するための組織的体制を整えることができた。</p>					
6 今後の課題・改善点					
<ul style="list-style-type: none"> 発達障害の可能性があり、通常の学級に在籍している児童が約 6% 存在すると推測されているなか、特別支援教室対象児童数が増加することを踏まえ、指導環境及び指導体制を整備していくことが必要である。 L 教室開設に伴い通級による指導が周知され、S 教室希望者も増えてきている。拠点校の増設を検討する必要がある。 校内委員会や専門家相談、特別支援教室 L 教室での指導効果の検証等により見立てられた各児童に必要な教育支援について、関係教員や保護者と十分に理解を共有していくことが必要である。 特別支援教室がスクールカウンセラーの相談室と同一の学校があるが、特別支援教室も相談業務も両立ができるよう、各校長を通じて指導を行い、今後整備が始まる中学校特別支援教室では同様のことがないよう、留意する。 					

項目番号	14	主管課	教育支援課	連携部署等	子ども家庭支援センター ほか
1 評価対象事業					
スクールソーシャルワーカーの活用の充実					
2 具体的な取組					
<p>子どもが生活の中で直面する学校内では解決しにくい困難に対して、関係機関と連携を図りながら、個人や環境などの課題の背景に働きかけることにより、解決に向け支援を行うスクールソーシャルワークでは、子どもの心の理解や問題の背景となる家族関係や家庭生活を捉えた見立てが必要である。</p> <p>そのため、教育委員会では臨床心理士をスクールソーシャルワーカーとして配置し、勤務時間を増加させる。また、スクールカウンセラーと連携しながら、教育相談センターの常勤臨床心理士と共に迅速に対応できるようにする。</p>					
3 該当する教育計画上の基本方針等					
基本方針	3	一人ひとりを大切にす教育の推進に向けて			
方向	3	教育相談の発展的展開			
施策	1	相談機能の充実			
基本方針	3	一人ひとりを大切にす教育の推進に向けて	3	一人ひとりを大切にす教育の推進に向けて	
方向	1	通常の学級での個に応じた支援の充実	3	教育相談の発展的展開	
施策	1	各学校の校内体制を充実させる市全体のシステムの構築	2	部局横断的ネットワークの充実	
4 取組成果					
1 定期巡回と随時派遣による学校等への支援					
<p>スクールソーシャルワーカー3人を全市立小・中学校に月1回程度派遣した。495人の児童・生徒について1,201回のコンサルテーション¹等を行った。主な内容は、不登校や虐待（疑い含む）、発達の課題や情緒不安定等であった。また、スクールソーシャルワーカー1人を適応指導教室「スキップ教室」の2教室に月1回程度派遣した。</p>					
2 不登校対策の充実					
<p>前年度不登校であった（長期化している）児童・生徒についての学校対応や関係機関との連携状況を確認し、必要なコンサルテーションを行った。また、新たに不登校傾向にある児童・生徒の見立てや早期対応について助言した。</p>					
5 自己評価					
1 定期巡回と随時派遣による学校等への支援					
<p>・予算増により各スクールソーシャルワーカーが1校ごとに時間をかけて校長、副校長、特別支援教育コーディネーター、担任教員やスクールカウンセラー等と話すことにより、詳細に児童・生徒の様子を把握でき、よりの確に関係機関の連携につなげることが可能となった。特に、生命に関わる問題につながる事例に対する適切な早期介入を促すことができた。</p> <p>・臨床心理士職員が一緒に動くことで、庁内の関係部署や医療機関等との連携を円滑に行うことが出来た。</p>					
2 不登校対策の充実					
<p>臨床心理士がスクールソーシャルワーカーとして活動していることで、不登校の背景にある児童・生徒やその家族の心理面のからの見立てを行うことができ、教員にも適切なアプローチ方法を提供できた。</p>					
6 今後の課題・改善点					
<p>学校によってスクールソーシャルワーカーの活用に温度差がある。研修等により管理職の理解啓発等を図り、どのような場合にスクールソーシャルワーカーと一緒に課題解決にあたると効果的であるかなどを、さらに学校に周知していく必要がある。</p>					

¹ 児童・生徒が楽しく学校に通い、教育を受けられる環境を整えるために、児童・生徒を取り巻く環境に着目して関係機関と連携して課題解決に向けた支援を行うこと。

項目番号	15	主管課	教育支援課	連携部署等	健康課 ほか
1 評価対象事業					
幼児相談の充実					
2 具体的な取組					
<p>関係機関との連携のもと、就学支援シート²の利用拡大、臨床心理士の保育園訪問、教育支援システム³を活用した情報共有等により、学校入学前後の切れ目のない支援を行う。この「切れ目のない支援の充実」は、総合教育会議における平成29年度の重点施策として取り組む予定のものである。</p> <p>また、就学前施設や療育機関・相談機関との連携により、情緒発達の促進や適切な親子関係構築に効果的である心理療法の早期開始や、適切な就学のための相談を行えるよう、教育相談・就学相談における幼児相談を充実させる。</p>					
3 該当する教育計画上の基本方針等					
基本方針	3	一人ひとりを大切にする教育の推進に向けて			
方向	3	教育相談の発展的展開			
施策	2	部局横断的ネットワークの充実			
基本方針	3	一人ひとりを大切にする教育の推進に向けて	3	一人ひとりを大切にする教育の推進に向けて	
方向	1	通常の学級での個に応じた支援の充実	3	教育相談の発展的展開	
施策	1	各学校の校内体制を充実させる市全体のシステムの構築	1	相談機能の充実	
4 取組成果					
1 幼児相談の周知					
<ul style="list-style-type: none"> ・「こどもの発達センターひいらぎ」にて行われた、小学校就学前の療育を受けている幼児の保護者を対象とした就学相談や幼児相談等の説明会に出向き、個別の保護者の質問に回答した。 ・保育園や幼稚園の園長会議に参加し、就学支援シートの提出協力、幼児相談の案内及び必要な保護者へのパンフレット配付を依頼した。 					
2 幼児期からの早期対応					
<ul style="list-style-type: none"> ・32件654回の幼児相談、81件79回の就学相談を実施した。 ・市立保育園17園に年3回臨床心理士を派遣し、保育士が気になる園児についてのアドバイス及び保護者相談を行った。 					
5 自己評価					
1 幼児相談の周知					
ひいらぎや保育園等から案内されて、幼児相談、就学相談につながる事が定着してきた。					
2 幼児期からの早期対応					
<ul style="list-style-type: none"> ・幼児から心理療法を行うことで、小学校入学後の適応に効果があった。また、就学相談により適切な就学を促すことができた。 ・臨床心理士の派遣により園児理解が進み、具体的対応のアドバイスを得られると、多くの保育園から評価されている。 					
6 今後の課題・改善点					
<ul style="list-style-type: none"> ・幼児期における心理療法の開始と継続の重要性について、より保護者の理解を得られるようにする必要がある。 ・学齢期において想定される困難の回避又は軽減のための幼児相談が普及するため、関係機関との連携及び相談体制の充実を図る必要がある。 					

² 未就学児が小学校への入学後、充実した学校生活を送ることができるように、保育園や幼稚園などの就学前機関が、子どもに必要と思われる支援や配慮する事項などについて、保護者とともにまとめて、小学校などに引き継ぐシートのこと。

³ 個に応じた教育支援の基本となる「個別的教育支援計画」や「個別指導計画」の作成を簡潔にし、情報の引き継ぎや校内での共有化するための情報システム

項目番号	16	主管課	社会教育課	連携部署等	児童青少年課
1 評価対象事業					
放課後子供教室					
2 具体的な取組					
<p>子どもたちの体験・交流活動の推進や放課後等の居場所づくりのため、全市立小学校 18 校において、各学校施設開放運営協議会に委託し、放課後子供教室事業を実施する。</p> <p>校庭や体育館を活用した自由遊びのほか、地域人材を活用した様々な学習活動機会提供事業の取組を進める。また、より充実した居場所づくりのため、放課後子供教室と学童クラブの連携を進め、事業の充実を図る。</p> <p>【学習活動機会提供事業取組校】 平成 29 年度実施校：7 校（予定）</p> <p>【学童クラブとの連携取組校】 平成 29 年度実施校：5 校（予定）</p>					
3 該当する教育計画上の基本方針等					
基本方針	4	社会全体での教育力の向上に向けて	4	社会全体での教育力の向上に向けて	
方向	2	社会教育の特色を活かした青少年教育の支援	4	学校・家庭・地域・行政の連携強化	
施策	1	放課後支援や週末の体験・交流活動等の場づくり	1	教育関係部署・関係機関との連携強化	
4 取組成果					
<ul style="list-style-type: none"> 平成 29 年度においても、放課後子供教室事業として、全市立小学校 18 校で、各校の校庭・体育館を学校教育に支障がない範囲で、子どもの安全な遊び場として開放する「遊び場開放」を実施した。 平成 29 年度は、放課後子供教室の事業内容の充実の一環として「学習活動の機会提供」を、保谷第二、向台、芝久保、谷戸第二、東、住吉、けやきの 7 小学校で継続して実施したほか、東伏見の 1 小学校において開始した。 「学習活動の機会提供」に学童クラブ入会児童が学童クラブを休まず参加できるよう学童クラブとの連携を進めているが、東、住吉、芝久保の 3 小学校での実施に加え、保谷第二、けやきの 2 小学校において開始した。 					
5 自己評価					
<ul style="list-style-type: none"> 地域や学校ごとの状況を踏まえ、放課後子供教室事業の充実を図っているが、平成 29 年度は、2 校において登録制の（帰宅せずに参加できる）「自由遊び」を開始、また、「学習機会の提供事業」への取組についても 1 校において新たに開始し、子どもの居場所の充実につながる取組を推進した。 学童クラブ入会児童が学童クラブを休まず参加できるよう学童クラブと連携した取組は、一体型 2 小学校（東、住吉）、連携型 1 小学校（芝久保）、一体型・連携型 2 小学校（保谷第二、けやき）で実施し、全ての就学児童が放課後子供教室に参加できる環境整備が進んだ。 					
6 今後の課題・改善点					
<ul style="list-style-type: none"> 事業のさらなる拡充に当たっては、各学校や学校施設開放運営協議会と協力しながら課題を整理し、適切な対応をする必要がある。 学校施設開放運営協議会が必要としている支援等を的確に把握し、対応するために、学校施設開放運営協議会との連絡調整を一層緊密に行う必要がある。 学童クラブとの一体型・連携型の取組の推進のため、また、学校施設開放運営協議会の現場への支援策の模索のため、児童青少年課とのさらなる連携強化を図る必要がある。 当該事業は、市、都、国が 3 分の 1 ずつ費用を負担しているが、事業内容の拡充、実施校数の増加に伴い、さらなる事業実施財源の確保が必要となる。 					

項目番号	17	主管課	学校運営課	連携部署等	社会教育課
1 評価対象事業					
保谷中学校夜間照明設備設置事業					
2 具体的な取組					
校庭等の地域開放で夜間利用を可能とし、市民のスポーツ活動を推進するために保谷中学校に夜間照明設備の設置を行う。					
平成 29 年度は、グラウンド及びテニスコートでの夜間照明設備の設置に必要な図面等を作成する実施設計を行う。					
3 該当する教育計画上の基本方針等					
基本方針	4	社会全体での教育力の向上に向けて			
方向	3	活力のあるコミュニティづくり			
施策	1	学校を拠点とした地域全体における教育力の向上			
4 取組成果					
・保谷中学校近隣住民を対象に、実施設計を基に夜間照明設備の概要に係る説明会を平成 30 年 2 月に開催した。					
5 自己評価					
・平成 28 年度の基本調査を基に実施設計を行うことができた。					
・近隣住民説明会等の周知を丁寧を実施し、市民意見を事業に反映することができた。					
6 今後の課題・改善点					
・学校の部活動等に影響がないよう、工事スケジュールを調整する必要がある。					
・事業実施における特定財源である補助制度を活用し、財源確保に努める必要がある。					
・関係部署と使用開始時期や学校施設使用料を検討するなど、運用についての準備を進めていく必要がある。					

項目番号	18	主管課	公民館	連携部署等	
1 評価対象事業					
市民企画事業の制度改善					
2 具体的な取組					
公民館市民企画事業について、より多くの市民に、効果的に活用してもらえるよう事業のあり方を改善する。平成 28 年度に公民館運営審議会から受けた答申の趣旨を基に、平成 25 年度の市行政改革本部からの行政評価の指摘も踏まえ、制度を再構築する。結果として、新たな利用団体の増にもつなげる。					
3 該当する教育計画上の基本方針等					
基本方針	5	いつでも・どこでも・だれでも学べる社会の実現に向けて			
方向	1	多様な学びを支える生涯学習の振興			
施策	2	公民館事業の充実			
4 取組成果					
平成 29 年 3 月の公民館運営審議会からの答申の趣旨に基づいて、より多くの市民に効果的に活用してもらえるよう、市民企画事業の見直しに取り組んだ。					
主な変更点は次の 2 点である。					
①年 4 回開催していた企画懇談会を報告会に統合するとともに、報告会の開催回数を年 3 回から年 2 回に減らすことで、利用団体の各種会合への出席の負担感を軽減した。					
②予算を超過する申請があった場合、初めて当該制度を利用する団体や当該年度と前年度の実績を見て利用回数の少ない団体を優先させることで、利用層を広げる。					
なお、平成 29 年 9 月に、これらの変更点について説明し、市民の意見を聞く懇談会を開催し、概ね市民の合意を得た。					
5 自己評価					
市民企画事業懇談会を平成 29 年 9 月に開催し、市民の合意を得られたので、今後の見直しの内容を固めることができた。					
6 今後の課題・改善点					
市民企画事業の PR の充実を図り、わかりやすい広報に努める。また、新しいサークルにも積極的にチラシ等で周知していく。					

項目番号	19	主管課	教育企画課、教育指導課	連携部署等	危機管理室
1 評価対象事業					
地域ぐるみの学校安全体制整備事業					
2 具体的な取組					
<p>通学路における児童の安全確保を強化するために、市立小学校全 18 校のうち、平成 28 年度は 11 校の通学路に 1 校当たり 5 台、計 55 台の防犯カメラを設置した。平成 29 年度は 7 校、35 台を設置し、市立小学校全校への設置により地域の見守り活動を補完し、児童がより安全に通学できるようにする。</p> <p>また、学校や通学路における児童の安全確保を図るため、保護者・地域住民等と連携し、児童の安全に取り組む学校を「地域ぐるみの学校安全体制づくり推進校」として指定し、児童の見守りに資する消耗品の購入支援を行い、地域ぐるみでの児童の見守り体制の仕組みづくりを強化していく。平成 29 年度は配当方法を見直し、単年度の事業として新たに 3 校を新規に指定し、計 9 校で取り組む。</p>					
3 該当する教育計画上の基本方針等					
基本方針	4	社会全体での教育力の向上に向けて	1	「生きる力」の育成に向けて	
方向	3	活力のあるコミュニティづくり	3	健康と体力の育成	
施策	3	地域との連携による安心・安全の確保	4	安全教育の推進	
4 取組成果					
1 小学校通学路防犯カメラ設置事業					
<ul style="list-style-type: none"> 平成 28 年度設置の 11 校 55 台に加え、7 校に計 35 台を設置し、全市立小学校 18 校の通学路へ 1 校当たり 5 台、計 90 台の設置を完了させた。 設置に関して市民周知を図るために、市プレスリリース、地域 FM ラジオでの放送、市広報誌等への掲載、市民説明会を計 2 回開催した。また、教育委員会事務局職員が設置場所近隣住宅を訪問し、住民に事業説明を行った。 平成 29 年度での運用状況は、警察等からの依頼により映像データ 23 件の外部提供を行った。 					
2 地域ぐるみの学校安全体制づくり					
<ul style="list-style-type: none"> 平成 29 年度は配当方法を見直し、単年度の事業とした。碧山、柳沢、住吉の 3 小学校を新規指定し、1 校当たり 25 万円、計 75 万円の配当を行った。 平成 27 年度に指定した 3 小学校と平成 28 年度に指定した 3 小学校には、1 校当たり 5 万円、計 30 万円の配当を行った。 					
5 自己評価					
1 小学校通学路防犯カメラ設置事業					
<ul style="list-style-type: none"> 各種広報媒体による周知や近隣住民への戸別訪問を行うことで、市民理解を得ながら全校通学路への設置を完了することができた。 平成 28 年度に設置した防犯カメラの運用について、西東京市個人情報保護条例の規定に基づき、適正な処理により外部提供手続き等を行い、市内治安の向上に寄与することができた。 					
2 地域ぐるみの学校安全体制づくり					
<ul style="list-style-type: none"> 平成 29 年度までの実施校の事例を学校側に示すことにより、各校での実情を反映した特色のある消耗品の購入を促すことができた。また、地域住民等との購入消耗品の検討を通して、児童の見守りへの意識を醸成していくことにつなげることができた。 平成 29 年度以降の新規実施校を単年度の事業としたことで、予算を一度に配当することが可能となったため、購入消耗品の選択肢の幅が広がった。 					
6 今後の課題・改善点					
1 小学校通学路防犯カメラ設置事業					
<ul style="list-style-type: none"> 学校と連携し、通学路の安全な運用方法について検討を進めていく必要がある。 緊急事態発生時等の対応について、庁内関係部署及び所轄警察署と協議を進める必要がある。 					
2 地域ぐるみの学校安全体制づくり					
<p>購入消耗品の幅が広がったことにより、過去の実績にはない、各校の特色に合わせた消耗品購入の要望が増加した。平成 30 年度は各校と連携し、より児童の見守りに適した消耗品の購入を促す必要がある。</p>					

項目番号	20	主管課	図書館	連携部署等	
1 評価対象事業					
市史編さん資料の電子化					
2 具体的な取組					
<p>田無・保谷市史編さん資料の電子化を進める。</p> <p>西東京市図書館にしか所蔵していない歴史的資料や行政資料、その他の地域情報を市民や行政に対して、さらに広域に情報発信を行うことで、活用の利便性を図るとともに、適切な保存環境を整えることを目的として電子化を実施する。</p> <p>平成29年度は、田無市史、保谷市史編さん事業で使用した資料の電子化を進める。</p> <p>予定資料数1,257点、画像数換算で1万点以上の電子化を実施する。</p>					
3 該当する教育計画上の基本方針等					
基本方針	5	いつでも・どこでも・だれでも学べる社会の実現に向けて			
方向	1	多様な学びを支える生涯学習の振興			
施策	3	図書館事業の充実			
4 取組成果					
<p>対象とした文書は、移管当初から既に経年の劣化が見られ、判読あるいは開帳が困難なものもあるため、電子化作業に耐え得るかの観点で、劣化状態の調査を行い、調査結果に基づいて、開帳できないものは全体の現状を画像に残した。</p> <p>利用者からの閲覧希望に対しては、電子画像を図書館内のパソコンで提供し、対象文書の原本は、中性紙製の保存箱に収納して書庫に保管することで、通常の閲覧による劣化をくいとめることが可能となった。</p> <p>電子化資料数1,085点、電子化画像数21,140点</p>					
5 自己評価					
<p>現状の劣化状態の把握、閲覧や複写による原本資料の劣化回避、研究者等に電子データを貸し出すことができることなど、利用者だけでなく、図書館にとっても有意義な成果となった。</p>					
6 今後の課題・改善点					
<p>市史編さん資料を含め、これまで電子化してきた資料には、個人情報等を含むものも多くあり、インターネット上での無制限の公開には慎重な精査が必要となる。現在は中央図書館内での閲覧が中心だが、この先は情報発信と的確な方法での資料提供ができるよう、可能性を探りながら実現していく必要がある。</p>					

項目番号	21	主管課	図書館	連携部署等	
1 評価対象事業					
子どもの読書活動推進計画の推進					
2 具体的な取組					
「第3期西東京市子ども読書活動推進計画」（計画期間：平成28年度～平成32年度）の2年度目に当たり、引き続き子どもの成長の段階に応じた読書環境の整備や読書活動の推進を図るため、発達年齢に合わせた取組を実施する。私立保育園、認証保育所、幼稚園等、今まで図書館と関わりがなかった乳幼児施設への働きかけを行う。					
3 該当する教育計画上の基本方針等					
基本方針	5	いつでも・どこでも・だれでも学べる社会に実現に向けて			
方向	1	多様な学びを支える生涯学習の振興			
施策	3	図書館事業の充実			
4 取組成果					
<ul style="list-style-type: none"> ・ひばりが丘図書館ヤングアダルトコーナーのリニューアルを実施し、YA専用閲覧席を設置した。 ・絵本選びに悩む保護者に向けて、児童サービス担当司書が乳幼児の年齢に合わせ、おすすめ絵本をまとめた絵本パックの貸出しを始めた。 ・3から4か月児健康診査時に実施している「絵本と子育て事業（ブックスタート）」に加え、8月から新たに3歳児健康診査時にもフォロー事業を開始した。これまで同様、継続して子どもの読書を支援し、読み聞かせの実演や絵本の紹介を行った。 ・図書館資料の有効活用のため、小学生向けに作成した「夏休みすいせん図書」掲載の本をまとめて、小学校へ貸出しをした。 ・図書館の利用促進のため、レポートに役立つ講座を企画し、大学教授を講師として迎え実施した。 ・私立保育園、認証保育所、幼稚園等にも、団体貸出のPRを行った。また、新規登録の1園には、「はじめまして」（0～2歳児向けの絵本の冊子）を職員が直接対象園に配布に行き、PRを行った。 					
5 自己評価					
<ul style="list-style-type: none"> ・中・高生に身近な「進路」「部活」「勉強法」のテーマ展示、中・高生へのおすすめ本のPOP展示など、読書や勉強に利用しやすいコーナーを目指した。ノンフィクションに関しては、162冊購入した（総数304冊のうち、56%）。 ・乳幼児対象のおすすめ絵本をまとめた「絵本パック」の貸出しを始め、所蔵数135パックに対し、貸出回数は平均4.5回、合計606回だった。年齢に合わせて借りられると好評を得た。 ・私立保育園、認証保育所、幼稚園等に除籍図書配布の案内を配布する際、団体貸出のPR、0～2歳児向けの絵本の冊子配布も同時に行った。 					
6 今後の課題・改善点					
<ul style="list-style-type: none"> ・ヤングアダルト世代の講座を開催する際、興味を引き、魅力的且つ効果的な講座を企画する必要がある。 ・引き続き、乳幼児対象のおすすめ絵本パックの貸出しを行い、今後も図書館利用に繋がる魅力的なパックにする必要がある。 ・私立保育園、認証保育所、幼稚園等にも団体貸出のPRを行ったが、さらに図書館利用の促進が課題である。 					

項目番号	22	主管課	社会教育課	連携部署等	
1 評価対象事業					
史跡下野谷遺跡保存活用計画の策定					
2 具体的な取組					
<p>国史跡下野谷遺跡を保護し、その価値を維持・継承していくため、保存の方針を明確化するとともに、方針を踏まえた活用のあり方を示す（仮称）下野谷遺跡保存活用計画を策定する。平成 28 年度から策定に着手しており、これまでの検討結果を踏まえ、保存・管理の方針、整備活用の方針、体制整備の方針等を定める。</p>					
3 該当する教育計画上の基本方針等					
基本方針	5	いつでも・どこでも・だれでも学べる社会の実現に向けて			
方向	1	多様な学びを支える生涯学習の振興			
施策	4	文化財の保存と活用の充実			
4 取組成果					
<ul style="list-style-type: none"> 平成 28 年度に引き続き、下野谷遺跡保存活用計画の策定について必要な事項を検討するため、下野谷遺跡保存活用計画策定懇談会を 6 回開催した。 上記の懇談会のほか、市民の意見を計画に反映させるためのワークショップ及びパブリックコメントを実施した上で、「史跡下野谷遺跡保存活用計画」を策定した。 					
5 自己評価					
<ul style="list-style-type: none"> 史跡下野谷遺跡の現状の把握を通して、史跡の本質的価値を明確化し、それらを適切かつ確実に保存、活用及び整備していくための基本方針としての「史跡下野谷遺跡保存活用計画」を策定することができた。 					
6 今後の課題・改善点					
<ul style="list-style-type: none"> 西集落全域の確実な保護のため、説明会等により指定候補地や近隣の住民へ丁寧な対応に努め、関係者の同意等により条件が整った場合には、指定地の拡大や公有地化の推進に向けた取組を実施していく必要がある。 引き続き、下野谷遺跡の価値や魅力を広く周知し、地域資源としての活用事業を実施していくとともに、史跡下野谷遺跡保存活用計画に基づき、短期計画として位置づけている史跡整備に向けた整備基本計画を策定し、さらなる活用に資する整備内容の検討を行う必要がある。 					

項目番号	23	主管課	公民館	連携部署等	
1 評価対象事業					
障がい者学級の課題整理と新たな取組					
2 具体的な取組					
<p>現在、2館で運営している障がい者青年学級（柳沢・くるみ学級、田無・あめんぼ教室）について、課題整理を進める。</p> <p>平成29年度は、課題の解決策として、ボランティアスタッフの人数面、知識・技術面での増強を図る。さらに、障害がある青年の社会参加を拡充させるための新たな活動の場を提供できるよう試行実施する。</p>					
3 該当する教育計画上の基本方針等					
基本方針	5	いつでも・どこでも・だれでも学べる社会の実現に向けて			
方向	1	多様な学びを支える生涯学習の振興			
施策	2	公民館事業の充実			
4 取組成果					
<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアスタッフとして、くるみ学級に10人、あめんぼ青年教室に30人が関わり、相互交流の場となっている。 ・担当専門員以外の職員や公民館運営審議会委員の見学参加を促し、実現できた。 ・柳沢公民館で「障がいを理解する講座」を4回実施し、障害のある人への理解を深めた。 ・ひばりが丘公民館を会場に実施した青年対象の「Hip Hop Dance入門講座」には、知的障害者が2人参加し、他の参加者と交流を深めた。また、保谷駅前公民館が実施した「生涯健康バレエ講座」には、聴覚障害者が1人参加し、ボランティアの手話通訳を介し、参加者同士の交流を深めた。 ・平成30年度へ向けて、新たに障がい者学級支援員謝金の予算要求をし、措置することができた。 					
5 自己評価					
<p>担当専門員以外の職員や公民館運営審議会委員の見学参加を実現できたことで、障がい者学級の抱える課題について理解を深めることができた。主催事業の2つの講座に障害者の参加があり、交流を深めることができたことは意義深い。今後もこうした事業展開をしていく必要がある。</p>					
6 今後の課題・改善点					
<ul style="list-style-type: none"> ・新たに予算化された障がい者学級支援員謝金を活かすために、支援員にふさわしい人材の確保が課題である。 ・西東京市公民館障害者学級実施要綱の見直しなど、根本的な課題解決にまだ取り組めていないことが今後の課題である。 					

項目番号	24	主管課	図書館	連携部署等	
1 評価対象事業					
宅配協力員による図書館資料の宅配サービス					
2 具体的な取組					
<p>図書館への来館が困難な市民に、宅配サービス協力員による宅配サービスを実施する。図書館への来館が困難な方や高齢者等の図書館利用の増進を図ることを目的とする。</p> <p>宅配サービスは、市内在住者で、心身の障害・高齢・病気、重い本を持ち帰ることができない、出産前後やケガ、市内の病院又は市内福祉関係施設等への入院・入所者などの来館困難者を対象として、宅配サービス協力員が図書館資料を自宅へ配本するサービスとなる。</p> <p>現在は職員が宅配しているが、平成 29 年度からボランティア保険に加入し、宅配協力員としての研修受講者に、図書資料、視聴覚資料、障害者用資料やその他必要な資料の宅配を依頼する。</p>					
3 該当する教育計画上の基本方針等					
基本方針	5	いつでも・どこでも・だれでも学べる社会の実現に向けて			
方向	1	多様な学びを支える生涯学習の振興			
施策	3	図書館事業の充実			
4 取組成果					
<p>宅配サービス、宅配協力員についての説明会と面談を実施するに当たり、市報及び図書館ホームページへの掲載、図書館内でポスターを掲示し、宅配協力員の募集を行った。説明会には 12 人が参加し、面談等の選考の結果、7 人を名簿登録（その後 1 人辞退）した。対象者に対し研修会を開催し、半年間の試行として、今まで担当職員が宅配してきた利用者（5 人）に対し、宅配協力員によるサービスを開始した。</p>					
5 自己評価					
<p>サービス開始に当たっては、協力員への研修を十分に行い、とりわけ個人情報の取扱いや守秘義務の重要性を説明した。また、利用者に対しても個人情報の取扱いや守秘義務を遵守できる協力員であること、図書館が責任を持って行っている事業であることを説明した上でサービスを開始し、順調に事業が実施されている。</p>					
6 今後の課題・改善点					
<p>宅配協力員の試行期間がまもなく終了するため、現状の課題を洗い出すための懇談会（反省会）を実施し、より良いサービスが継続できるようにする。また、協力員が網羅できない利用者が数人いるため、宅配協力員を増やす対策を検討する必要がある。</p>					

第4 教育委員会の活動状況

1 教育委員会会議の開催状況

定例会12回 臨時会3回

2 教育委員会会議への提出議案

議案件数37件

議案番号	件名	議決年月日	結果
平成29年 15	西東京市教育委員会の職員の人事についての専決処分について	29. 4. 25	承認
16	西東京市公立学校職員に関する措置について	〃	可決
17	西東京市公立学校職員の処分の内申について	〃	〃
18	西東京市奨学生選考委員会委員の委嘱及び任命について	〃	〃
19	西東京市立学校給食運営審議会委員の解任及び任命についての専決処分について	〃	承認
20	西東京市公民館運営審議会委員の委嘱及び任命について	〃	可決
21	西東京市図書館協議会委員の委嘱及び任命について	〃	〃
22	西東京市立学校の副校長人事の内申について	〃	〃
23	西東京市教育委員会委員の辞職の同意について	29. 6. 27	〃
24	西東京市文化財の指定について	〃	〃
25	下野谷遺跡に係る国史跡追加指定について	〃	〃
26	西東京市社会教育委員の委嘱及び任命について	〃	〃
27	西東京市文化財保護審議会委員の委嘱について	〃	〃
28	西東京市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則	29. 7. 25	〃
29	西東京市奨学生選考委員会委員の任命について	〃	〃
30	平成30年度使用西東京市立小学校教科用図書の採択について	〃	〃
31	平成30年度使用西東京市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について	〃	〃
32	西東京市立学校給食運営審議会委員の委嘱及び任命について	29. 8. 22	〃
33	西東京市立中学校通級指導学級の通学区域（指定校）について	〃	〃
34	西東京市公立学校職員に関する措置について	29. 9. 15	〃
35	西東京市立学校の副校長人事の内申について	29. 9. 28	〃
36	西東京市立学校の副校長人事の内申について	〃	〃
37	西東京市公立学校職員の処分の内申について	29. 10. 24	〃
38	西東京市公立学校職員に関する指導について	〃	〃
39	西東京市立学校の副校長人事の内申について	〃	〃
40	平成29年度西東京市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（平成28年度分）について	29. 11. 21	〃
平成30年 1	西東京市公立学校教職員に関する措置等について	30. 1. 23	〃
2	平成30年度教育関係予算について（申出）の専決処分について	30. 2. 8	承認
3	西東京市教育委員会の職員の人事についての専決処分について	〃	〃
4	平成30年度西東京市公立学校の校長及び副校長の人事の内申について	〃	可決
5	西東京市公立学校職員の処分の内申について	30. 2. 20	〃
6	西東京市教育委員会表彰について	〃	〃
7	平成30年度西東京市教育委員会の主要施策	〃	〃
8	西東京市立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則	30. 3. 11	〃
9	西東京市教育委員会の指導主事の人事についての専決処分について	〃	承認
10	西東京市教育委員会の職員の人事についての専決処分について	30. 3. 30	〃
11	史跡下野谷遺跡保存活用計画	〃	可決

第5 点検及び評価に関する有識者からの意見

【 武蔵野大学 講師 佐藤 克士 氏 】

西東京市教育委員会の事務事業に係る点検評価会議において、「平成30年度 西東京市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（平成29年度分）」について、客観性の確保を目的として、教育委員会による点検及び評価について、質問及び意見を申し述べた。全体としては、管理及び執行の状況は、西東京市教育計画の4年目にあたり、計画を着実かつ丁寧に遂行していることが確認でき、評価できる。平成29年度は、教育計画における5つの基本方針のもとに、24項目の施策事業について「取組成果」、「自己評価」、「今後の課題・改善点」について報告があった。

ここでは、特に議論となった内容について整理する。

1 学力向上対策事業

「全国学力・学習状況調査」及び「児童・生徒の学力向上を図るための調査」の結果を踏まえ、当市の児童・生徒の実態に合致した学力向上の方向性について調査・検討したり、夏季休業期間を利用して児童・生徒の習熟度に応じた学習支援や補習教室を実施したりしている。今後、このような取り組みは、新しい学習指導要領で求められる学力観を踏まえ、継続的に行っていくとともに、児童・生徒のさらなる学力向上に向けて、小・中学校の連携のもと、効果的な指導法について義務教育9年間を見通して、協働的に取り組んでいくことが期待される。

2 教育の情報化の充実

平成32年度に小学校で完全実施されている「プログラミング教育」を見据えて、民間企業の協力のもと、ビジュアルプログラミング言語「Scratch」による授業を当市の小・中規模の7校で試行実施を行っている。今後は、これらの事業を市内全ての小学校で展開していくとともに、教員自身が「プログラミング教育」を実践できるよう、研修・研究機会を充実させていくことが期待される。

3 放課後子供教室

子供たちの体験・交流活動の推進や放課後等の居場所づくりのため、全市立小学校18校において、放課後子供教室事業を実施している。今後は、子供たちに安心・安全な居場所を提供するために委託している学校施設開放運営協議会との連携・協力のもと、必要としている支援等（運営及び学習活動の機会提供事業の人材確保）に対応していくことが期待される。

【 帝京科学大学 専任講師 山田 知代 氏 】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条に基づく「教育に関する事務の点検及び評価」として、本報告書は必要十分な水準にあると考えます。当該年度の事務の執行及び報告書の作成に携わった西東京市教育委員会の皆様に、心より敬意を表します。

以上を前提として、若干の所感を述べたいと思います。

1. 報告書全体を通して

来年度に向けて更なる進歩を図るという観点から、「(数値) 目標の設定を前提としたエビデンスに基づく評価」について検討をお願いしたいと思います。現在の報告書では、①「目標」と「成果」の対比が読みとりにくいこと、②数値目標や達成率、利用者の満足度の記載がないこと、が気になります。

①については、本報告書内の「2. 具体的な取組」の中に、「達成すべき目標」が含まれているものと思われませんが、「目標」→「取組」→「成果」→「自己評価」→「今後の課題」という流れを意識し、「プロセスの評価」と「結果の評価」という視点を明確にされると、読み手にとって、より分かりやすい報告書となるのではないかと思います。

②については、可能な限り数値目標を設定し、成果については達成率を示すことが基本になると思います。また、参加者・利用者の観点からの満足度をアンケート等によって把握し、満足度を示すという方法も活用すべきではないかと考えます。目標と成果を数値で可視化することにより、自己評価の際のエビデンスが明確になり、さらに地域住民の皆様が、本報告書を検証する際にも役立つことと思います。現在の報告書でも、部分的になされているところがありますが、報告書全体を通じて取り組まれることを期待します。

2. 個別の事業について

(1) いじめ防止に関する総合対策事業

いじめの速やかな解消を目指し、2週間を超えても解消しないいじめについては、指導主事が直ちに学校の指導・助言に当たり、解消に導くという取組には、「早期解決を目指す」という西東京市の姿勢が現れており、評価に値するものと言えます。

なお、平成 29 年 3 月には、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」が改定されました。国の改定事項を踏まえ、「西東京市いじめ防止対策推進基本方針」や市立小中学校が策定する「学校いじめ防止基本方針」についても見直しを図るとよいと思います。また、これら基本方針は、策定はもとより「周知」が重要である点にも留意していただきたいと思います。

(2) 地域ぐるみの学校安全体制整備事業

平成 29 年度には、市民理解を得ながら、全市立小学校の通学路への防犯カメラの設置が完了したことが報告されました。プライバシーへの配慮がなされていることを前提に、市内治安の向上に寄与している点を評価したいと思います。また、保護者、地域住民等と連携し、地域ぐるみで児童を見守る体制の仕組みづくりに積極的に取り組まれている点は、高く評価できます。引き続き、保護者、地域、学校、警察等と連携を図りながら、通学路の安全な運用方法や緊急時の対応について議論を深めていくことを期待します。

【 西東京市社会教育委員 服部 雅子 氏 】

西東京市教育委員会の事務事業点検評価は、西東京市教育計画（平成26～30年度）の4年目に当たる平成29年度の諸施策の点検及び評価を行うものである。

主な資料「平成29年度西東京市教育委員会の主要施策」「平成30年度西東京市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（平成29年度分）報告書（案）」その他をもとにヒアリングを実施し、主要な施策事業24項目について、取組成果、自己評価、今後の課題・改善点を、社会教育委員として点検、評価した。全体的には、項目ごとに細やかな自己点検自己評価が行われており、教育計画に沿った事務の執行がおこなわれていると評価できる。その上で、教育行政のさらなる向上のために特筆すべきは以下のとおりである。

教育の情報化の充実と情報教育推進事業

プログラミング教育については、高い専門性を有する民間企業との共同研究が進み、そのノウハウの活用によって、児童の意欲を引き出すことに成功している。Wi-fiの環境整備が簡単に進まないことから、主に中学校における環境整備から進める方針には納得できた。また、児童の発達段階を見据えた教育計画であることが記されていることは重要と感じた。同時に情報モラルの定着のため、児童が自分で考えられる教材を使用して指導が行われていることは評価したい。SNSによる弊害への対策は保護者向けの啓発を含め今後も期待したい。

西東京市ブックフェスティバル

全市的な取組みになっていることで、読書離れが心配な中学生にとってよい機会となっている。読書という個人的な行為を多くの人と共有する読書会を体験することで、視野が広がり、さらなる読書意欲に結びついている。年々、生徒の議論が活発化しており、ぜひ継続的な実施が望まれる。

放課後子供教室

全校で遊び場開放が実施され、学習活動の機会提供も実施校が1校増え8校で実施された。学童クラブとの連携もさらに進んでいる。低学年からの親の就労はさらに進むとみられるため、放課後子供教室がさらに児童の実態に沿ったものになるよう努力されたい。

子どもの読書活動推進計画の推進

「教科書の読めない子ども」が社会問題になる今、市が責任を持って、図書館を中心にあらゆる機関が連携して子どもの読書活動推進に取り組んでいることを評価したい。中・高生向けの企画、乳幼児保護者への啓発などきめ細かい取り組みが実施されたが、さらに成果に結びつくような継続的な努力に期待したい。

〈資料〉

(1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）

第二十一条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

- 一 教育委員会の所管に属する第三十条に規定する学校その他の教育機関（以下「学校その他の教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること。
- 二 学校その他の教育機関の用に供する財産（以下「教育財産」という。）の管理に関すること。
- 三 教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
- 四 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。
- 五 学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。
- 六 教科書その他の教材の取扱いに関すること。
- 七 校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関すること。
- 八 校長、教員その他の教育関係職員の研修に関すること。
- 九 校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関すること。
- 十 学校その他の教育機関の環境衛生に関すること。
- 十一 学校給食に関すること。
- 十二 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。
- 十三 スポーツに関すること。
- 十四 文化財の保護に関すること。
- 十五 ユネスコ活動に関すること。
- 十六 教育に関する法人に関すること。
- 十七 教育に係る調査及び基幹統計その他の統計に関すること。
- 十八 所掌事務に係る広報及び所掌事務に係る教育行政に関する相談に関すること。
- 十九 前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に関すること。

第二十六条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

(2) 西東京市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価実施要綱

第1 趣旨

この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第26条の規定に基づき、西東京市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、その権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価（以下「点検評価」という。）を行うに当たり、必要な事項を定めるものとする。

第2 点検評価の内容

教育委員会は、前年度における次に掲げる事務の点検評価を行う。

- (1) 西東京市教育計画に基づく事務及び事業に関すること。
- (2) 法第21条に規定する事務に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事務に関すること。

第3 点検評価の実施、知見の活用等

教育委員会は、第2各号に掲げる事務について点検評価を毎年度実施し、点検評価の結果に係る報告書（以下「報告書」という。）を作成する。

- 2 教育委員会は、法第26条第2項により点検評価を行うに当たり、点検評価の客観性及び透明性を確保するため、教育に関し学識経験を有する者その他教育行政に関し知識を有する者（以下「学識経験者等」という。）の意見又は提言を受けるものとする。
- 3 教育委員会は、報告書を作成したときは、法第26条第1項の規定により、西東京市議会に提出し、点検評価の結果について報告する。
- 4 教育委員会は、法第26条第1項の規定により、報告書を市のホームページその他市の発行する広報紙等により市民へ公表する。
- 5 教育委員会は、点検評価の結果を踏まえて、教育委員会の事務及び事業等について適切な措置を講じるものとする。

第4 学識経験者等

学識経験者等は、点検評価について中立かつ公正な立場で客観的な意見又は提言を具申できる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- 2 学識経験者等の定数は、3人以内とする。
- 3 学識経験者等の任期は、教育委員会が委嘱した日からその翌年度の3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。
- 4 学識経験者等が欠けた場合の補欠学識経験者等の任期は、前任者の残任期間とする。

第5 報償

学識経験者等に対して、予算の範囲内で定める額を報償として支給する。

第6 庶務

点検評価に係る庶務は、教育部教育企画課において処理する。

第7 その他

この要綱に定めるもののほか、点検評価に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の日前に西東京市教育委員会が委嘱した教育に関し学識経験を有する者その他教育行政に関し知識を有する者の任期については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

あ行

ICT

Information and Communication Technology（インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー）の略で、コンピュータやインターネットに関連する情報通信技術のこと。

エコスクール

環境に配慮した学校施設や、環境に配慮した活動に取り組む学校のこと。

OJT

On the Job Training の頭文字をとったもの。職場内で行われる指導手法の一つ。職場の上司、先輩職員などが、新任職員や後輩職員に対して、日常業務を通じてその人の「特性」「理解度」「気持ち」を考慮しつつ、必要な知識・技術・技能・態度などを、意図的・計画的・継続的に教育・指導することにより、業務処理能力や力量を育成するすべての活動のこと。

か行

学生ボランティア

西東京市が提携する武蔵野大学などから派遣されて、児童・生徒の学習指導の補助にあたる学生のこと。

学校運営連絡協議会

学校の運営方針や学校・家庭・地域社会との連携のあり方などについての協議・提言を目的とし、学校職員・保護者・地域関係者などで構成される。

キャリア教育

望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育のこと。

教育支援ツール

児童・生徒一人ひとりの「個に応じた支援」を校内で進めていくため、実態把握や校内委員会での検討、外部機関への支援依頼、学校での支援の計画などに必要な様式を一つにまとめたもの。「一覧表」「個別の教育支援計画」「個別指導計画」などが含まれる。教育委員会が全市立小・中学校をバックアップしていく際のツール（道具）としても機能する。

ゲストティーチャー

より専門性の高い授業の実現を図るため、各学校の要請を受けて外部から来校して児童・生徒の指導を行う人のこと。

校務支援システム

情報の共有化や校務の効率化を目的に学校や児童・生徒に関する様々な情報の管理をシステム化したもの

子ども110番ピーポくんの家

PTA、保護者の会、青少年育成会、防犯協会、田無警察署などの協力を得て開設している。子どもが不審者などにより被害を受けたり、身の危険を感じて助けを求めたときに保護し、状況によっては110番通報をする。

個別の教育支援計画

児童・生徒一人ひとりのニーズを的確に把握し、対応を進めるために作成する。学校が方針を定め、保護者や他の支援機関との連携を進め、指導の効果をあげるために活用する。

下野谷遺跡

縄文時代中期（今から 4,000 年から 5,000 年前）の大集落跡で、縄文時代に典型的なムラが複数存在し、石神井川流域の拠点となる集落であったと考えられている。南関東では傑出した規模と内容を誇り、平成 27 年 3 月には一部が国史跡に指定された。遺跡の保存と活用を目的とした下野谷遺跡公園（平成 19 年 4 月開園）には、当時の竪穴住居が再現されている。

就学支援シート

未就学児が小学校への入学後、充実した学校生活を送ることができるように、保育園や幼稚園などの就学前機関が、子どもに必要なと思われる支援や配慮する事項などについて、保護者とともにまとめて、小学校などに引き継ぐシートのこと。

生涯学習社会

「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会」（教育基本法第 3 条・生涯学習の理念より）のこと。

少人数学習集団による指導

学級数を超える集団数に分割（例：2 学級を 3 分割）し、児童・生徒の学習集団を弾力的に編成することによって、基礎的・基本的な内容の確実な定着を図る指導のこと。

情報モラル

情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度

情報リテラシー

情報機器やネットワークを活用して、情報やデータを取り扱う上で必要となる基本的な知識や能力のこと。

食育

食育とは、「生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる」（食育基本法前文より）こと。

職場体験

市内外の事業所等で、生徒が実際に職業を体験することにより、望ましい職業観・勤労観を養い、職業選択を含めた生き方教育の充実に資する活動のこと。

スクールガード・リーダー

学校の安全・防犯に関する専門的知識を有した地域安全巡回指導員のこと。スクールガード・リーダーは、各小学校が主催する学校安全連絡会において、学校の安全管理体制の点検を行うとともに、学校と保護者・地域が連携した安全管理のあり方について指導・助言を行う。

スクールソーシャルワーク

子どもが生活の中で直面する学校内では解決しにくい困難に対して、関係機関と連携を図りながら、個人及び環境などの課題の背景に働きかけることにより、解決に向け支援を行うこと。

3R

Reduce（リデュース：発生抑制）、Reuse（リユース：再使用）、Recycle（リサイクル：再生利用）の頭文字をとったもの

た行

デイジー図書

視覚障害者のための、カセットテープに代わり長時間録音ができる CD 録音図書を製作するシステムのこと。なお、デイジーとは、Digital Accessible Information System「アクセシブルな情報システム」の頭文字をとったもの

チームティーチング

一つの学習集団に、複数の教員が指導にあたることにより、個に応じた指導の充実を図り、基礎的・基本的な内容の確実な定着を目指す指導方法のこと。

適応指導教室「スキップ教室」

様々な理由から不登校になっている市立小・中学校の児童・生徒に対して、指導員との関わりやグループ活動を通して、悩みの解消や自立心、協調性、学習意欲をもてるように指導し、学校復帰を目指すことを目的とした教室のこと。

特別支援教室

東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画で示されている新構想で、発達障害などで、通常の学級での学習におおむね参加でき、学習面の部分的支援や社会性の指導を必要とする児童を対象とした教室。全ての市立小学校に設置し、巡回指導教員が巡回して個別指導を行う L 教室と、拠点校に設置し、小集団指導を行う S 教室がある。

特別支援教育コーディネーター

各学校における特別支援教育推進のため、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連携・調整、保護者からの相談窓口などを担う職名

な行

西東京市学校情報セキュリティポリシー

西東京市立小・中学校が保有する情報資産に関するセキュリティ対策を総合的、体系的にまとめたもの

は行

発達障害

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの（発達障害者支援法第2条第1項より）

バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていく上で、障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という広い意味でも用いられる。本計画では、施設面での整備という観点で用いている。

ビオトープ

生物が互いにつながりをもちながら生息している空間のこと。特に、環境の損なわれた土地や都心部の空き地、校庭などに造成された生物の生息・生育環境空間のこと。

PDCAサイクル

Plan/Do/Check/Action の頭文字を揃えたもので、計画 (Plan) → 実行 (Do) → 検証 (Check) → 改善 (Action) の流れを次の計画に活かしていくプロセスのこと。

副籍制度

特別支援学校の児童・生徒が、居住する地域の市立小・中学校に副次的な籍（副籍）を持ち、交流を通じて、居住する地域とのつながりの維持・継続を図る制度

プレイセラピー

遊びを媒介にして、セラピスト（治療者）との関わりの中で、子どもが感じたり考えたりしながら、自分を理解し、自分で決めたり行動できるように、成長を促す心理療法

や行

ヤングアダルト（YA）サービス

子どもと大人の狭間の世代を対象としたサービス。西東京市図書館では、13歳から18歳を対象とした青春期特有のテーマ、友情・恋愛・自立・職業・生き方などを扱った読み物・絵本・ノンフィクションなどを中心に様々な分野から収集している。

ユニバーサルデザイン

ユニバーサルは「すべてにわたり一般的な」という意味をもつ。ユニバーサルデザインは、すべての年齢や能力の人々に対し、可能な限り最大限に使いやすい製品や環境のデザインを指し、「みんなのためのデザイン」ともいわれている。

ら行

ランチルーム

給食の時間に児童や教員が一つの教室で楽しみながら給食をとることができるスペースのこと。

レファレンスサービス

利用者の研究や調査のため、どのような資料（図書・雑誌・データベース）を使えばよいのかを案内するサービスのこと。

